

扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程

(平成2年3月1日訓令第1号)

(平成5年3月25日訓令第9号)

(平成8年3月29日規程第6号)

(平成12年9月30日規程第6号)

(平成12年12月26日規程第8号)

(平成19年3月30日訓令第39号)

(平成20年9月30日訓令第4号)

(平成21年3月31日訓令第4号)

扶桑町指名競争入札資格審査事務取扱規程（昭和56年扶桑町訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、扶桑町の競争入札に参加する者に関する資格審査及び格付審査の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第2条 競争入札に参加する者の資格及び格付の審査を行うため、扶桑町競争入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員を充てる。

（1）副町長

（2）総務部長、健康福祉部長、産業建設部長及び教育次長

（3）総務課長

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長に副町長を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議が終了したときは、その結果を町長に報告しなければならない。

5 委員長は、軽微な事項と認めた場合、委員会を省略することができる。
(審査期間)

第6条 委員会は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限後2月以内に資格の審査及び格付をしなければならない。

2 提出期限後に提出された申請書に係る資格の審査及び格付は、必要に応じ委員会に付することができる。ただし委員長が軽微な事項と認めた場合、委員会を省略することができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(基本審査)

第8条 資格審査は、提出された申請書及び添付書類により基本資格の審査（以下「基本審査」という。）を経て、格付に必要な資格の審査（以下「格付審査」という。）を行うものとする。

(建設工事業の審査)

第9条 建設工事業者の格付審査は、基本審査に合格した者につき、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査の例により算出した数値（以下「総合数値」という。）を基礎として、その者の総合数値が別表第1の対応する等級に格付する。ただし、工事経歴、成績等を考慮して、1級上位又は1級下位の等級へ格付することができる。

(設計業者等の審査)

第10条 設計、監理、調査、測量、物件の製造又は購入、その他の契約に係る業者の審査は、基本審査に合格した者につき、経営規模、取扱高、経歴、職員数等により審査するものとする。

(格付の有効期限)

第11条 格付の有効期限は、格付の適用された日から次の格付の適用された日までとする。

(等級の通知)

第12条 町長は、格付された等級について申請者から申出があつたときは、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格者名簿)

第13条 総務課長は、委員会が建設工事業者の資格審査及び格付をしたとき及び設計、監理、調査、測量、物件の製造又は購入、その他の契約に係る業者の資格審査をしたときは、入札参加資格者名簿を速やかに作成しなければならない。

2 削除

附則

この訓令は、平成2年3月1日から施行する。

附則(平成5年3月25日訓令第9号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附則(平成8年3月29日規程第6号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成12年9月30日規程第6号)

この訓令は、平成12年11月1日から施行する。

附則(平成12年12月26日規程第8号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成19年3月30日規程第39号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20年9月30日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成21年3月31日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

総合数値と等級の格付

等級	総合数値
A	900点以上
B	700点以上900点未満
C	500点以上700点未満
D	500点未満